



栃木県道路公社 有料道路料金表 (平成26年4月1日現在)

日光宇都宮道路(日光道)

(お問い合わせ先:大沢料金所 TEL 0288-26-2580

:日光料金所 TEL 0288-53-3573)

※回数券はございません。

大型車 特大車	普通車 (軽自動車含む)
------------	-----------------

日塩有料道路(もみじライン)

(お問い合わせ先:藤原料金所 TEL 0288-77-1976)

車種区分	通行料金	障がい者割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	610	310	6,270	31,370	51,000
大型車(Ⅰ)	920		9,360	46,800	74,060
大型車(Ⅱ)	2,150		21,600	109,030	172,800
軽自動車	410	210	4,170	21,090	32,910
軽車両等	50		520	2,620	4,170

日塩有料道路(龍王峡ライン)

(お問い合わせ先:上滝料金所 TEL 0288-77-2231)

車種区分	通行料金	障がい者割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	150	80	1,570	7,870	12,340
大型車(Ⅰ)	250		2,620	13,110	20,570
大型車(Ⅱ)	560		5,760	28,800	45,260
軽自動車	100	50	1,050	5,250	8,230
軽車両等	20		210	1,050	1,680

鬼怒川有料道路(シルクウェイ)

(お問い合わせ先:鬼怒川料金所 TEL 0288-76-2215)

車種区分	通行料金	障がい者割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	260	130	2,620	13,100	20,800
大型車(Ⅰ)	410		4,200	20,970	32,910
大型車(Ⅱ)	930		9,430	47,180	75,090
軽車両等	50		520	2,620	4,110

宇都宮鹿沼道路(さつきロード)

(お問い合わせ先:宇都宮管理所 TEL 0289-76-3171)

車種区分	通行料金	障がい者割引	回数券		
			11回券	60回券	100回券
普通車	160	80	1,570	7,870	12,800
中型車	210	110	2,100	10,480	16,800
大型車	260		2,620	13,100	20,970
特大車	420		4,200	20,970	33,600
軽自動車	100	50	1,050	5,250	8,390
軽車両等	20		210	1,050	1,680

通常期(5月~11月) []書きは、ETC時間帯割引料金(17時~翌朝9時)※1					
680 [520]	610 [450]	460 [300]	460 [300]	300 [150]	宇都宮 (起点)
1,600 [1,240]	1,420 [1,060]	1,070 [710]	1,070 [710]	710 [350]	
520 [370]	450 [300]	300 [150]	300 [150]	大沢	210 [100]
1,240 [880]	1,060 [700]	710 [350]	710 [350]		
220	150	0	土沢	210 [100]	310 [210]
530	350	0			
220	150	今市	0	210 [100]	310 [210]
530	350				
150	日光	100	100	310 [200]	410 [310]
350					
清滝 (終点)	100	150	150	360 [250]	460 [360]

※1 ETC時間帯割引は、ETC車載器を利用したETCレーンを無線通行された車両に限ります。

閑散期(12月~4月)					
520	450	300	300	150	宇都宮 (起点)
1,240	1,060	710	710	350	
370	300	150	150	大沢	100
880	700	350	350		
220	150	0	土沢	100	210
530	350	0			
220	150	今市	0	100	210
530	350				
150	日光	100	100	200	310
350					
清滝 (終点)	100	150	150	250	360

障がい者割引制度について

有料道路の障がい者に対する割引制度につきましては、これまで割引証によりご利用いただいていたのですが、制度が改正され、平成15年12月1日からは、障がい者手帳又は療育手帳のみで割引が適用できることになりました。

既に、新制度の受付手続きを済ませていることと思いますが、新しい制度は更新手続き(原則2年毎)が必要で、この手続きは有効期限満了の2ヶ月前から行うことができます。

なお、この手続きを行わず有効期限が経過した場合には、通常料金をいただくこととなりますので、ご注意ください。また、記載事項に変更が生じた場合には、変更手続きが必要です。

詳しいことは福祉事務所にお尋ねください。

また、料金所での割引方法は、徴収員が手帳の記載事項を確認させていただきますので、必要事項が記載されたページを開いて、障がい者手帳又は療育手帳を呈示していただくか、徴収員に手帳をお渡しください。